

21世紀の共生社会をめざす

新たなパートナーシップの実現

NGOかながわ国際協力会議(第1期) 最終報告

2000(平成12)年10月

ねん がつ にち
2000年10月20日

か な が わ けん ち じ
神 奈 川 県 知 事
お か ざ き ひろし どの
岡 崎 洋 殿

こくさいきょうりょくかいぎ
NGOかながわ国際協力会議

い いん ちやう き とう かず こ
委 員 長 佐 藤 一 子

こくさいきょうりょくかいぎ だい き さいしゅうほうこく
NGOかながわ国際協力会議(第1期)最終報告について

げんざい しみん さまざま ぶんや しんしゆつ かつどう
現在、市民が様々な分野に進出し活動していますが、国際交流・協力の分野や外国籍県民へ
の支援でも、その活動の着実な担い手として注目されています。特に神奈川県は、市民の自主
的な活動が大変活発な地域であり、今後もその活動の場は一層の広がりを見せ、また様々なか
たちで自治体と協力していく機会が増すことと考えています。

だい き こくさいきょうりょくかいぎ ねん がつ いらい かい かいぎ
第1期NGOかながわ国際協力会議は、1998年11月のスタート以来、これまで10回の会議を
ひら けん こくさいせいさく ていげん けん れんけいおよ けんない かん れんけい かん
開き、県の国際政策への提言、県とNGOとの連携及び県内NGO間の連携に関することについ
て協議を重ねてまいりました。また、広く県民の方々から、私たちの検討内容に対するご意見を
うかがい かいぎ かいさい しみんかつどうだんたい もよお さんか いいんいがい
伺う機会として、オープン会議を開催し、さらには市民活動団体の催しに参加して、委員以外の
NGOからの意見を集約するなど、本会議の趣旨を最大限生かせるよう努めてまいりました。

とく がいこくせきけんみん かいぎ たが きょうりょく あ た ぶんかきょういくけんきゅうかい がいこくじん
また、特に、外国籍県民かながわ会議とは、互いに協力し合い、多文化教育研究会や外国人
じゅうたくもんだいけんきゅうかい せっち ていげん も こ きょういくしん かいてい がいこくじんきょじゅうしえん こう
住宅問題研究会を設置し、提言に盛り込んだ教育指針の改定や外国人居住支援システムの構
築について、両会議のパートナーシップのもと、たいへん実り多い成果をあげることができました。

ねんかん だい き にんきまんりょう ともな きょうぎけつか ちじ ていげん
このたび、2年間にわたる第1期の任期満了に伴い、これまでの協議結果を知事への提言とし
て取りまとめました。県とNGO、またNGO間の連携を強化し、NGOのさらなる県政参加を促進す
るためにも、この提言を県政に反映していただきますよう、御尽力をお願いいたします。

目 次

1	知事への提言	
(1)	基本的視点 - 21世紀の共生社会の実現 -	1
(2)	活動推進部会からの提言	3
①	多文化共生NGOネットワーク組織の整備支援について	4
②	地球市民かながわプラザと(財)神奈川県国際交流協会の機能の充実と見直し	5
③	「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針 (1990年3月23日制定)」の改定について	6
(3)	国際協力部会からの提言	9
①	国際協力におけるNGOと自治体の連携・協働について	10
②	自然災害など緊急時における対応について	12
③	国際協力、国際理解に関する教育の促進について	13
2	提言以外に協議された事項	14
3	会議活動状況	15
4	参考資料	
(1)	県内の外国人登録者数及び推移	19
(2)	外国人登録者の状況の推移(神奈川県)	20
(3)	外国籍児童・生徒の在籍状況の推移(神奈川県)	21
(4)	国際結婚率の推移 (厚生省実施「人口動態統計」から)	21
(5)	第2次出入国管理基本計画(抄)	21
(6)	在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針 (1990年3月23日 神奈川県教育委員会制定)	22
(7)	NGOかながわ国際協力会議設置要綱	23
(8)	NGOかながわ国際協力会議運営要領	25
5	委員名簿	27

1 知事への提言

(1) 基本的視点 - 21世紀の共生社会の実現 -

現在、神奈川県内には、155の国、地域の約11万6千人(およそ県民73人に一人)の外国籍住民が生活している。これらの人々は、同じ地域にともに暮らす隣人でありながら、言葉・文化・習慣などの違いにより、住居、職業などの面で不便な生活を強いられるなど、地域社会に十分受け入れられていないと言いき難い状況がある。この背景には、現状にそぐわない社会制度や、異なった価値観や文化的背景を理解し、受け入れようとしない、個人の意識や社会性にも一因がある。

国際社会に目を向けてみると、インターネットなどの情報通信技術の著しい進歩により、世界中の多くの人々が、瞬時に同じ情報を共有することが可能となり、経済、社会、文化など、さまざまな分野でのグローバル化が進展している。一方で、民族的・文化的・宗教的な違い等に基づく紛争、貧困、人権、食糧の偏在などの諸問題も生じている。

ひとりひとりを大切にされた地域社会開発を進め、同じ地球上に暮らす市民として、ともに豊かな生活を享受し、発展していくことのできる仕組みづくりの必要性が、強く認識されるようになっている。

こうした地球規模の問題の背景には、それぞれが持つ伝統や文化、個性を尊重し、認め合い、また助け合うという、同じ地球に暮らす仲間としての意識が、十分に育っていないことがあげられる。

こうしたことから、地域社会、国際社会の双方で、多様な文化を理解し尊重する、多文化共生社会の実現が必要であり、そのために、ひとりひとりの自覚とともに、成熟した市民の社会的な広がりのある活動が求められている。

神奈川県では、多くの市民活動団体が、国の内外を問わず活発な活動を行っている。特定非営利活動促進法の制定など、市民の自主的かつ主体的な活動のための社会環境整備も進みつつあり、今後さらにその活動の機会が広がり、多様なパートナーシップを推進していくことが期待される。

NGOかながわ国際協力会議では、「21世紀の共生社会の実現」を基本的な視点として、NGOと神奈川県の新たなパートナーシップをめざして、地域社会にかかわる課題を協議する「活動推進部会」、海外への協力にかかわる課題を協議する「国際協力部会」の2つの部会を設け、それぞれに分かれ協議を進めた。

また、外国籍県民かながわ会議と協力して「多文化教育研究会」を設置し、共生社会実現の推進方策を検討した。その結果、実効性、緊急性を考えて、次に示した11項目を、第1期会議の最終提言として取りまとめた。

「NGOの定義」について - NGOかながわ国際協力会議の協議の前提として -

NGOとは、英語のNon-Governmental Organizationの略称で、もともとは、国連が政府以外の民間団体との関係において使用していた言葉だが、現在では一般に広く使用されている。

私たちは、協議の前提となるNGOについて、NGOかながわ国際協力会議設置要綱第3条の規定に基づき、国際交流、国際協力、地域の国際化、平和などの分野で活動する団体と考え、また、地球的な規模で活動する団体だけではなく、市民活動団体やボランティアグループのように地域で活動する団体も含めて考えることとした。

＜提言一覧＞

1 活動推進部会からの提言

<p>① 多文化共生NGOネットワーク組織の整備支援について</p> <p>提言1 在住外国人支援NGO、外国人コミュニティ、外国籍県民の諸団体によって構成される、多文化共生をめざしたNGOのネットワーク組織の設立支援を行い、在住外国人をめぐる課題解決のため、政策立案、施策運営の両面でこのNGOネットワークとパートナーシップを組むこと。</p> <p>提言2 多文化共生NGOネットワークに対し、その自立性を最大限に尊重しつつ、活動の拠点整備や、運営面でのサポート、事業委託などの支援を行うこと。</p>
<p>② 地球市民かながわプラザと(財)神奈川県国際交流協会の機能の充実と見直し</p> <p>提言3 地球市民かながわプラザを、多様な国際活動の場として、使いやすい利用者本位の施設とするため、そのあり方を見直し、さらに(財)神奈川県国際交流協会にその運営を任せ、多文化共生NGOネットワークをはじめ、多くのNGOや、外国人コミュニティの参画のもとに運営を行うこと。</p> <p>提言4 (財)神奈川県国際交流協会が、NGO、外国人コミュニティを支援するためのリソースセンターとして、相談、多文化教育、人材育成などの機能を充実・整備するため、必要な支援を行うこと。 また、協会職員として、外国籍県民を積極的に採用するよう要請すること。</p>
<p>③ 「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針(1990年3月23日制定)」の改定について</p> <p>提言5 県教育委員会が制定した「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」1990年3月23日制定を、「多文化共生社会」の実現をめざして、関係する幅広い層からの多様な意見を採り入れて改定を行うとともに、基本方針の実効性を確保するため、必要とされる施策を実施すること。</p>

2 国際協力部会からの提言

<p>① 国際協力におけるNGOと自治体の連携・協働について</p> <p>提言6 NGOの国際協力活動に対し、県の持つ専門技術や専門情報を提供したり、適正な技術を共同開発する仕組みを確立するとともに、一定の要件を満たすNGOのプロジェクトに対しては、必要により専門技術職員を派遣するなど、NGOとのパートナーシップ事業を検討すること。</p>
<p>② 自然災害など緊急時における対応について</p> <p>提言7 国内外における災害などにおいて、緊急に援助が必要となる場合、NGO、地方自治体、(財)神奈川県国際交流協会等が中心となり、「緊急援助委員会(仮称)」を設置するなどして、一体的、効率的な援助体制の確立を図るために必要な支援を行うこと。</p> <p>提言8 「緊急援助委員会(仮称)」の要請により、自治体職員の医師・看護婦などの医療技術者を海外を含めた災害現場に派遣する制度を検討すること。</p> <p>提言9 緊急災害時の援助物資集積場所や活動拠点として、地方自治体のもつ遊休施設等の活用を検討するとともに、その利用規約等の策定にあたっては、NGOの参画のもとに行うこと。</p>
<p>③ 国際協力、国際理解に関する教育の促進について</p> <p>提言10 子どもたちの国際協力や国際理解に関する意識の啓発を図るため、国際理解に関する授業を拡充するとともに、授業プログラムづくりにNGOや外国籍県民が参加し、さらに講師として学校教育現場へ派遣する仕組みをつくること。</p> <p>提言11 県・市町村職員、教職員を対象とした国際理解研修の充実を図るとともに、特に教職員については、費用の一部を負担するなどの方法により、NGO等が実施するスタディツアーへの参加を促進すること。</p>

(2) 活動推進部会からの提言

<提言の趣旨> —地域における多文化共生社会をめざして—

神奈川県では、近年の在住外国人の定住化傾向に伴い、行政を中心とした対応では解決できない、さまざまな問題が生じてきた。これらの問題の解決および外国人の生活支援のため、多くのNGOが生まれ、より住みやすい地域づくりをめざし、いろいろな活動を展開している。NGOは、問題に即した柔軟な対応、相互の迅速な情報交換や連携によって、縦割りの行政機関には対応の難しい迅速な体制づくりや、個別課題の解決に取り組んでいる。国際化の進む地域社会において、いまや、NGOの存在が必要不可欠といっても言い過ぎではないだろう。

しかし、このNGOの活動や行動力は、地域社会において、重要な社会的資源として十分に評価されているとはいえず、また、本来、地域社会運営のカウンターパートであるべき行政との連携も十分とは言えない。

そこで、神奈川県における「多文化共生」を実現するため、「多文化共生ネットワーク」の立ち上げ、政策立案、学校や地域における国際理解・多文化教育などの事業の推進、地球市民かながわプラザなどの施設運営等、多様なレベルでの行政とのパートナーシップを求めるものである。

○地球市民かながわプラザ

子どもの豊かな感性の育成、地球市民意識の醸成、国際活動の支援を目的として、関連イベントの実施や、子どもの国際理解、国際平和などのテーマ展示を行っている。

〒247-0007 横浜市長区小菅ヶ谷1-2-1 (最寄り駅:JR本郷台駅)

TEL:045-896-2121(代)

○(財)神奈川県国際交流協会

人と人、地域と地域の国際交流及び国際協力を積極的に推進し、県民の福祉の向上、世界の平和と発展への寄与を目的に、昭和52年5月設立された。

現在は、栄区の地球市民かながわプラザ内に事務所を置き、NGO等支援事業として、「かながわ民際協力基金」の普及・運営や、ピースメッセンジャー派遣等の地球市民意識啓発事業、語学教室などの事業を実施している。

<提 言>

① 多文化共生NGOネットワーク組織の整備支援について

提言1 在住外国人支援NGO、外国人コミュニティ、外国籍県民の諸団体によって構成される、多文化共生をめざしたNGOのネットワーク組織の設立支援を行い、在住外国人をめぐる課題解決のため、政策立案、施策運営の両面で、このNGOのネットワークとパートナーシップを組むこと。

提言2 多文化共生NGOネットワークに対し、その自立性を最大限に尊重しつつ、活動の拠点整備や、運営面でのサポート、事業委託などの支援を行うこと。

理由・背景

- 在住外国人支援NGOの活動範囲は、日本語教室の開催、子どもたちへの教育支援、生活相談や労働相談、女性の一時避難施設の運営や自立支援など、多岐にわたっている。そして、同じ分野で活動しているNGO同士、あるいは異なる分野で活動するNGO同士が、地域レベルでネットワークを組み、相互に補い合い、連携して活動している。
- しかし、これらのNGOのネットワークは、地域レベルにとどまっており、より広い範囲の連携については未整備で、公的制度の改善などを実現させるまでには至っていない。
- 一方、当事者である外国籍県民の間では、長い在日経験と活動実績を持つオールドカマーによる民族団体を除くと、NGOやボランティアの支援を受けながら、互いに助け合い、情報を共有し合う、同国人同士のコミュニティや互助団体が少しずつ形成されながらも、なかなか広がっていない現状がある。
- 在住外国人支援に取り組んでいるNGOと、当事者である外国人コミュニティ、民族団体、外国籍県民の諸団体が、幅広いネットワークを組むことによって、次のような課題に効果的に取り組むことが可能となり、地域における多文化共生をさらに推進することができる。
 - ・在住外国人に対する生活支援、情報発信、相談体制の整備
 - ・災害時における在住外国人に対する緊急支援
 - ・多文化共生の視点からの、学校における国際理解教育の推進
- そして、このような多文化共生をめざしたNGOネットワークが、幅広いニーズに対し、公平原則に基づくサービス供給を目的とする県、市町村等とパートナーシップを組むことにより、NGOの即応力と柔軟性、公的機関の組織力と情報量を生かした、質の高い社会システムの整備を実現することができると考える。

② 地球市民かながわプラザと(財)神奈川県国際交流協会の機能の充実と見直し

提言3 地球市民かながわプラザを、多様な国際活動の場として、使いやすい利用者本位の施設とするため、そのあり方を見直し、さらに(財)神奈川県国際交流協会にその運営を任せ、多文化共生NGOネットワークをはじめ、多くのNGOや、外国人コミュニティの参画のもとに運営を行うこと。

提言4 (財)神奈川県国際交流協会が、NGO、外国人コミュニティを支援するためのリソースセンターとして、相談、多文化教育、人材育成などの機能を充実・整備するため、必要な支援を行うこと。

また、協会職員として外国籍県民を積極的に採用するよう要請すること。

(理由・背景)

○ 地球市民かながわプラザは、当初、日本人の国際理解、地球市民学習の場として整備され、展示、情報提供機能、多様な年齢層に対する学習の場を提供してきた。

○ 一方、NGOや外国人コミュニティの活動の活発化にともない、(財)神奈川県国際交流協会を核とした、活動拠点や高度な情報提供ニーズへの人的、物的対応が望まれており、さらに、地球市民かながわプラザの機能を有効に生かした組織の改編や、運営体制の見直しが求められている。

○ こうした状況の変化に対応するため、地球市民かながわプラザの運営を、多文化共生社会の実現という視点から見直すとともに、長年にわたって地球市民学習やNGO支援の分野で活動実績をもつ(財)神奈川県国際交流協会を、地球市民かながわプラザのより有効な運営母体として位置づける。その際、同協会が、以下のようなリソースセンターとして機能するための支援を行う必要がある。

(i) **情報センター機能の充実**
 団体情報、国際交流関連施設、地域のネットワーク、海外NGO情報などを集約し、インターネットを使って提供するほか、ネット上で情報交換を行う。
 また、災害発生時などには、このネットワークを活用して、緊急支援体制を立ち上げる。

(ii) **相談窓口の設置**
 常設の相談窓口を設置し、上記のリソース(情報)を提供する。窓口の運営には、ボランティア、NGOを活用し、また当事者間が相談を行うための場所を提供するなど、柔軟な運営に努める。

(iii) **多文化教育・人材育成プログラムの提供機能の充実**
 多文化・国際理解教育に関するプログラムを開発し、学校などに提供するほか、多文化教育の人材や団体の育成を行う。

(iv) **NGO(外国人NGOも含む)の活動拠点**
 県内NGOの活動拠点として、NGOの自由な活動が保証される仕組みをつくるとともに、必要な施設・設備の整備・充実に努める。

③ 「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針(1990年3月23日制定)の改定について

提言5 県教育委員会が制定した「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」(1990年3月23日制定)を「多文化共生社会」の実現をめざして、関係する幅広い層からの多様な意見を採り入れて改定を行うとともに、基本方針の実効性を確保するため、必要とされる施策を実施すること。

(理由・背景)

- 「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」は、外国籍県民の教育における人権尊重を理念として制定されたが、その後10年が経過し、この間、外国籍県民にかかわる状況は、国籍やその構成が多様化するなど、大きく変化してきている。また、国において「人種差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」などが批准され、人権尊重の精神がより重要なものとして幅広く認識されるものとなった。
- 外国籍県民の多様化にともない、学校教育や社会教育の場において「文化」に関する教育等、当然保障されなければならない教育が、十分に保障されていない状況がある。さらに今後、少子・高齢化により外国人労働力の導入も予想されていることから、異なる文化的背景を持つ多様な人々が、生き生きと暮らせる地域社会へのさらなる変革も求められている。
- 一方、在日韓国・朝鮮人に対するこれまでの取り組みについて、いまだ差別や偏見の解消には至っていない。過去の歴史的な経緯を踏まえ、引き続き、取り組みを強化していくことが求められている。
- 以上のことから、現在の「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」を、地域社会全体の意識を変革する教育上の取り組み(多文化教育)の視点で改定する必要がある。

<「多文化教育」とは>

NGOかながわ国際協力会議では、協議の前提として、「多文化教育」を次のように定義した。

ひとりひとりの違いを認め、多様な人々がお互いにその固有の文化、言語、生活習慣、歴史などに対する理解を深めることにより、その相違に起因する差別や偏見をなくし、それぞれのアイデンティティを尊重する態度を養うとともに、すべての人々に対し教育の機会均等を実現させることをめざす教育

ア 改定の視点

- 21世紀を担うすべての子どもたちのために基本方針を支える理念として、1990年以降、日本が採択した「子どもの権利条約」「人種差別撤廃条約」等に掲げるところの、「すべての人々に保障されなければならない諸権利」について盛り込むこと。そのために、これまでの取り組みの検証と新しい視点による未来へのビジョンを、「すべての人権尊重」を基盤として策定される必要があることを明確にすること。
- 在日韓国・朝鮮人にかかわる歴史的な経緯を踏まえた取り組みを、さらに進めていく必要性に留意すること。
- ニューカマーの児童・生徒が抱える、「言葉」「文化」「習慣」などの違いから生じる課題の解決に向けた道筋を示すこと。
- 国際結婚の増加に伴う子どもたちの存在に留意すること。
- 生涯学習の分野において、外国人の学習権を保障するとともに、社会教育における「多文化教育」の取り組みを明確に位置付けること。
- 神奈川県全体で、多文化共生社会実現に向けて教育分野での取り組みのための方針が必要であり、マイノリティの人権保障の重要性を踏まえたものであること。
- 21世紀を担う子どもたちのために、地域社会全体で教育に取り組む方向性を示すために作成すること。

イ 改定の方法

- 教育現場及び地域社会における「多文化化」の現状を十分把握した上で改定を行うこと。
- 改定にあたっては、外国籍児童・生徒及びその保護者、国際結婚家族、日本語指導等協力者、教員、教職員組合、教育行政関係者、NGO、国際交流協会など様々な層からの多様な意見を反映させること。

ウ 実効性の確保

- 基本方針に掲げる理念を具体化するためのアクションプラン(行動計画)を策定すること。
- 基本方針が、時代の変遷により形骸化しないよう見直しを行っていくこと。
- 庁内に基本方針にかかわる横断的な推進体制を整備すること。

○また、「^{たぶんかきょうせいしゃかい}多文化共生社会」の^{じつげん}実現に向けて、^{きほんほうしん}基本方針をより^{じつこうせい}実効性のあるものとするため、^{つぎ}次のような^{しざく}施策が必要である。

- ・ ^{がいこくせき}外国籍や^{こくさいけっこんかていとう}国際結婚家庭等の^{じどう}児童・^{せいと}生徒に関する^{じょうきょう}状況の^{はあく}把握に^{つと}努めること。
- ・ ^{がいこくせきじどう}外国籍児童・^{せいと}生徒への^{がくしゅう}学習に必要な^{にほんごきょういく}日本語教育を^{ほしょう}保障するとともに、^{しんがく}進学・^{しゅうよくとう}就職等の^{しんろほしょう}進路保障を^{すいしん}推進すること。
- ・ ^{がいこくせきじどう}外国籍児童・^{せいと}生徒が^{ほこく}母国の「^{ぶんか}文化」「^{ことば}言葉」を^{まな}学ぶための^{かんきょう}環境を整備すること。
- ・ ^{がいこくせきじどう}外国籍児童・^{せいとおよ}生徒及びその^{ほごしや}保護者が^{かか}抱えている^{かだい}課題を^{そうだん}相談しやすい^{たいせい}体制を整えるとともに、^{とどの}教育に関して^{きょういく}外国人差別などの^{かん}問題が^{がいこくじんさべつ}生じた^{もんだい}場合^{しょう}に対応する^{ぼあい}ケースワーカー^{たいおう}を設置^{せっち}すること。
- ・ ^{しょうがいがくしゅう}生涯学習で、^{がいこくせきけんみん}外国籍県民の^{しゃかいさんか}社会参加と^{せいかつしえん}生活支援のための^{にほんごきょういく}日本語教育を^{ほしょう}保障すること。
- ・ 2002年度から^{ねんど}実施される「^{じっし}総合的な^{そうごうてき}学習の^{がくしゅう}時間」^{じかん}において、^{がいこくせきけんみん}外国籍県民や^{きょうりよく}NGOの^{もと}協力の下で、「^{たぶんかきょういく}多文化教育」を^{じっせん}実践すること。
- ・ ^{ちいき}地域の^{きょてん}拠点として、^{ほうかご}放課後や^{きゅうじつ}休日の^{がっこう}学校、^{こうみんかん}公民館、^{がいこくじんがっこう}外国人学校などを^{かつよう}活用し、^{がっこうきょういく}学校教育だけでなく^{しゃかいきょういくぶんや}社会教育分野においても「^{たぶんかきょういく}多文化教育」を^{すいしん}推進すること。
- ・ ^{きほんほうしん}基本方針に^{もと}基づく^{とく}取り組みを^{すいしん}推進する、^{がいこくせきけんみんとう}NGOや^{ふく}外国籍県民等を含めた^{だいさんしゃきかん}第三者機関^{せっち}を設置すること。

(3) 国際協力部会からの提言

<提言の趣旨> ー地球規模の共生社会をめざしてー

日本は、世界人口のわずか2%を占めるに過ぎないが、世界のエネルギー消費量の5%を消費し、輸入食品は世界農産市場の1割を占めるなど、あらゆる面で諸外国に依存しており、私たちの動向は原料を供給する開発途上国の人々の暮らしや環境に大きな影響を与えている。

また、神奈川県は、東京、大阪に次いで人口も多く、貿易の地として輸出産業を中心に国内総生産の約6%を担っているなど、世界との結びつきも多く、与える影響も大きいといえる。このことから、世界的な課題である貧困、平和、人権、環境などへの取り組みも、遠い国の他人のこととして考えることなく、県の取り組みとして、また、ひとりひとりに与えられた問題として考える必要がある。

そこで私たちは、資源に限りがあることを踏まえつつ、基本的な方向として、これまでの大量生産・大量消費・廃棄に基づく経済成長優先の価値観を見直し、自然と調和した循環型社会をめざす必要があるというコンセンサスのもとに協議を進めた。

一方、今日において、現地の要望に添った援助のあり方が問われる中、国のODAばかりではなく、地域に根ざしながら地球的価値観を有するNGOや、生活レベルの専門技術などが蓄積されている、地方自治体による国際協力活動への期待が高まっている。

このことから、県民の中に地球規模の共生や国際協力に関する論議を巻き起こすために、国際協力・環境税の導入を考慮しつつ、県の事業予算のうち、ある一定割合を国際協力や地球環境の保全のために使うことを、NGOとともに検討することも討議された。

また、県や地方自治体が実施している友好交流・友好提携の相手やあり方についても、国際協力と地球環境保全の観点から、見直す段階にきているのではないかとすることも話し合われた。

今回、「国際協力におけるNGOと自治体の連携・協働」、「災害などの緊急時における対応」、「国際協力・国際理解に関する教育の促進」の3点を早急に取り組むべき課題と考え、神奈川県への提言とする。

① 国際協力におけるNGOと自治体の連携・協働について

提言6 NGOの国際協力活動に対し、県の持つ専門技術や専門情報を提供したり、適正な技術を共同開発する仕組みを確立するとともに、一定の要件を満たすNGOのプロジェクトに対しては、必要により専門技術職員を派遣するなど、NGOとのパートナーシップ事業を検討すること。

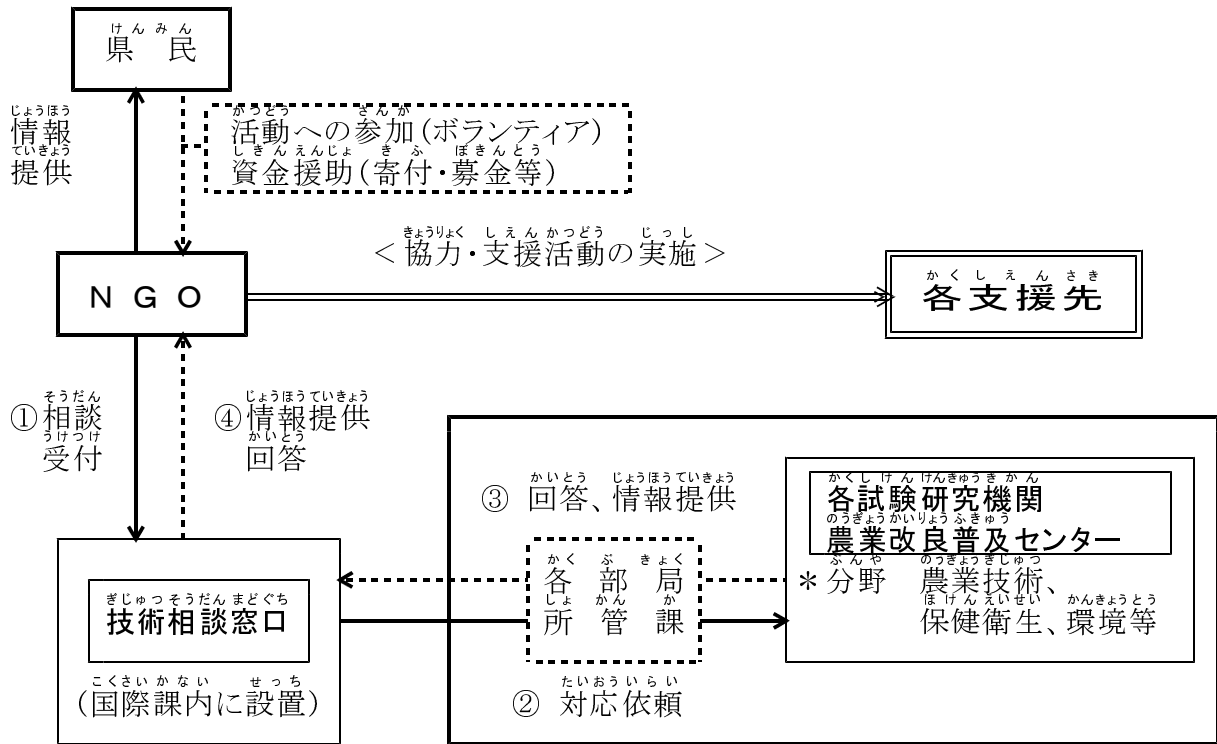
（理由・背景）

- 国際協力を行うNGOには、
 - (i) 現地にスタッフを派遣し、拠点を立てて現地の人を雇い、自ら活動するタイプ
 - (ii) 現地にスタッフを派遣し、現地NGOをカウンターパートとして活動するタイプ
 - (iii) 現地NGOの要請に基づき、資金を提供し、そのチェックを行うタイプなどのタイプがあるが、特に(i)と(ii)については、現地の状況をきめ細かく把握し、血の通った援助ができるため、国際協力の担い手として、国際機関や国、国際協力事業団(以下「JICA」と表示)からも重要なパートナーとして認識されている。
また、(iii)については、現地の人々の自立性を重んじ、意見交換しながら、共同プロジェクトを行っていくという活動を通じて、多くの人々が参加できるという利点がある。
- しかし、農業技術や保健衛生、環境など、開発途上国への協力を不可欠な生活レベルの専門技術については、NGOの能力を超えることが多く、その対応に苦慮している。
- 一方、地方自治体は、国際協力の必要性は認めながらも、相手国についての情報が得にくく、また、財政状況も厳しいため着手が困難な状況にあるが、NGOには不足している前述のような専門技術に関する知識やノウハウは、幅広く蓄積していると思われる。
- そこで、NGOと地方自治体が手を組み、連携・協働することで、双方の弱点を補い合い、より質の高い、効率的な国際協力が可能になると考えられる。
- 具体的には、次の2点について、早急に検討をお願いしたい。
 - 1 県国際課が窓口になり、NGOからの要請に基づき、専門技術を持つ県の各セクション、試験研究機関とNGO関係者との間をつなぐ仕組みを確立すること。(次ページ 1. 参照)
 - 2 一定の要件を満たすNGOのプロジェクトに対し、県は、専門技術の提供のみならず、技術職員の派遣などの協力を行い、NGOとのパートナーシップによる国際協力プロジェクトを実施すること。(次ページ 2. 参照)

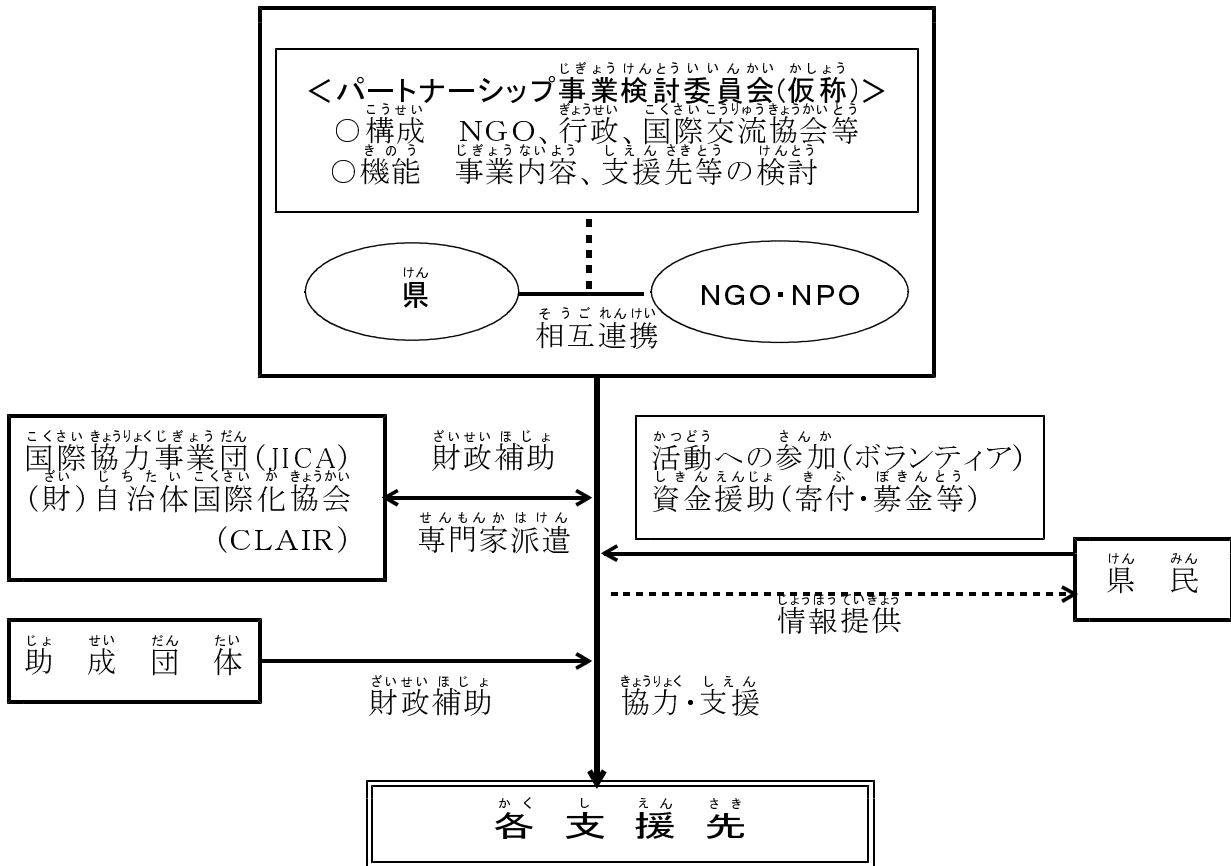
なお、財源については、JICAの開発パートナー制度や(財)自治体国際化協会(CLAIR)の開発協力事業などを利用し、県とNGOの負担を抑えることを考える。

＜自治体とNGOとの連携・協働 事業イメージ図＞

1. 専門技術に関するNGO相談窓口



2. NGOとのパートナーシップ事業の検討



② 自然災害など緊急時における対応について

提言7 国内外における災害などにおいて、緊急に援助が必要となる場合、NGO、地方自治体、(財)神奈川県国際交流協会等が中心となり、「緊急援助委員会(仮称)」を設置するなどして、一体的、効率的な援助体制の確立を図るために必要な支援を行うこと。

提言8 「緊急援助委員会(仮称)」の要請により、自治体職員の医師・看護婦などの医療技術者を、海外を含めた災害現場に派遣する制度を検討すること。

提言9 緊急災害時の援助物資集積場所や活動拠点として、地方自治体の持つ遊休施設等の活用を検討するとともに、その利用規約等の策定にあたっては、NGOの参画のもとに行うこと。

(理由・背景)

- 現在、海外において重大災害が発生した場合、数多くのNGOが緊急支援を実施しているが、援助物資の集積、保管、発送、援助資金の募金方法など、1つのNGOだけでは力不足であり、より効果的な援助を行うためには、NGO間の協力や地方自治体の支援が欠かせない。
- 1999(平成11)年9月の台湾大地震の際、(財)神奈川県国際交流協会は、県と連携して生活復興活動支援募金を集め、それを現地のNGO団体に配分、寄託した。その配分は、NGOかながわ国際協力会議も委員として加わり、募金配分委員会が設置され、県と国際交流協会、NGOが連携して、募金の有効活用を図ることができた。
- そこで、こうした経験から、NGOと県、(財)神奈川県国際交流協会等が連携して、「緊急援助委員会(仮称)」の制度をつくり、災害発生時に会議を招集して緊急援助のあり方や具体的な方法等を調整する仕組みの構築を提言する。
そして、この災害時緊急援助制度を設けるために、NGOと県、関係者等で構成する検討委員会を設けることを提案する。
また、実際の援助にあたっては、県の医療従事職員や建築技術職員等の派遣を行えるよう制度的な検討を進めるべきであろう。
- さらに、災害発生時には、毛布などの物品が多く寄せられる場合があるが、NGOではそのための一時的な集積、保管、発送場所の確保が難しい。そこで、学校や公共施設などの空いているスペースや施設を利用できるよう、NGOの参画により取り決めを策定する。

③ 国際協力、国際理解に関する教育の促進について

提言10 子どもたちの国際協力や国際理解に関する意識の啓発を図るため、国際理解に関する授業を拡充するとともに、授業プログラムづくりにNGOや外国籍県民が参加し、さらに講師として学校教育現場へ派遣する仕組みをつくること。

提言11 県・市町村職員、教職員を対象とした国際理解研修の充実を図るとともに、特に教職員については、費用の一部を負担するなどの方法により、NGO等が実施するスタディツアーへの参加を促進すること。

(理由・背景)

- 学習指導要領の改定により、2002年から学校教育に「総合的な学習の時間」が導入され、学習課題の4つの例示の一つに「国際理解」が掲げられている。しかし、学校現場の教師は、必ずしも国際的な活動の経験を持つ訳ではなく、国際理解への取り組みや、教材開発、プログラムづくりに苦慮している。
- 一方、NGOは国際的な協力・交流の活動の中から、国際的視野と国際理解を培っている。また、「市民社会の成熟」や「循環型社会の構築」には、子どもの頃からの体験と学習が重要であり、NGOや外国籍県民とともに企画する授業は、非常に効果的であると考えている。
しかし、NGOは教育の場において、その活動で得た知識や経験を生かす機会が十分でないという現状がある。
- そこで、国際理解教育の取り組みを拡充するとともに、学校現場をサポートするため、NGOや外国籍県民が授業プログラムづくりに参加し、学校への派遣をコーディネートする仕組みをつくり、そのための予算措置を行うことを要望する。
- さらに、地域の国際化を進めるためには、県、市町村職員や教職員の国際理解が不可欠であり、研修、セミナー、講座等の充実を図るとともに、特に、子どもたちに接する教職員については、国際理解教育を真に理解するために補助制度を設け、NGOが実施するスタディーツアーに参加して、多様性を体感する努力が望まれる。

2 提言以外に協議された事項

今回の最終提言の項目としては盛り込まれなかったが、会議で取り上げられ、今後、研究や検討を進めていく必要があるものとして、次のような事項が示された。

- NGOと企業とのかかわりのあり方について
- NGOの基盤整備について(財源、会員制度、人材育成、情報管理、広報、法人格、社会的信用の確立など)
- 特定非営利活動促進法の検証、NPO法人格取得に伴うメリット・デメリットについて
- 暮らしの中からの非核・平和について
- 友好交流、友好提携のあり方について

<第2期への検討に委ねられた事項>

- NGOと自治体とのパートナーシップ事業の具体化について
- 国際協力・環境税の導入について

3 会議活動状況

<1998年>

第1回NGOかながわ国際協力会議

日 時: 11月21日(土) 14:00~17:00
場 所: 地球市民かながわプラザ
内 容: 各委員自己紹介、正副委員長選出、今後の協議事項について

<1999年>

● 今後の協議事項についての意見交換会

日 時: 1月16日(土) 15:00~17:30
場 所: かながわ県民活動サポートセンター
内 容: 協議の方向性、協議事項の抽出、部会設置の可否等について

第2回NGOかながわ国際協力会議

日 時: 2月7日(日) 14:00~17:00
場 所: 地球市民かながわプラザ
内 容: 協議テーマの抽出、予備会議の設置、協議内容の広報について

● 予備会議(第1回)

日 時: 3月1日(月) 18:30~21:00
場 所: かながわ県民活動サポートセンター
内 容: 各委員の協議テーマの分担等について

● 市民活動フェア'99への展示参加

日 時: 3月13日(土)、3月14日(日)
場 所: かながわ県民活動サポートセンター
目 的: NGO会議を様々な市民活動団体にPRし、そこで得られた意見を今後のNGO会議の協議に反映させるため、会議の目的、協議状況等を展示するとともに、ニュースレター等の配布を行った。

● 予備会議(第2回)

日 時: 4月2日(金) 18:45~21:30
場 所: かながわ県民活動サポートセンター
内 容: 「市民社会の成熟」「NGO間の連携と自立」について

● 鎌倉市国際交流・協力団体連絡会(鎌倉市)

日 時: 4月23日(金) 18:30~19:30
場 所: 鎌倉市役所会議室
目 的: NGO会議の目的等を周知するとともに、今後予定しているオープン会議を含むNGO会議への協力を依頼した。(委員長、事務局対応)

● 予備会議(第3回)
日 時:5月6日(木) 18:45～21:30
場 所:かながわ県民活動サポートセンター
内 容:「NGOのファンダメンタル」「教育」「NGOと企業の連携」について

● 団体連絡会議(横須賀市国際交流協会)
日 時:5月17日(月) 10:00～
場 所:ヴェルクよこすか
目 的:NGO会議の目的等を周知するとともに、今後予定しているオープン会議を含むNGO
会議への協力を依頼した。(横須賀市国際交流協会に対応を依頼)

● 民間交流団体連絡協議会((財)川崎市国際交流協会)
日 時:5月18日(火) 18:30～
場 所:川崎市国際交流センター
目 的:NGO会議の目的等を周知するとともに、今後予定しているオープン会議を含むNGO
会議への協力を依頼した。(委員対応)

第3回NGOかながわ国際協力会議

日 時:5月22日(土) 15:00～18:00
場 所:地球市民かながわプラザ
内 容:「NGOと行政の連携」、オープン会議について

● 予備会議(第4回)
日 時:6月24日(木) 18:30～21:00
場 所:かながわ県民活動サポートセンター
内 容:オープン会議、中間報告に向けた協議テーマの再整理について

● 予備会議(第5回)
日 時:7月22日(木) 19:00～22:00
場 所:かながわ県民活動サポートセンター
内 容:県の国際政策に関する提言について

● 予備会議(第6回)
日 時:8月26日(木) 18:45～22:00
場 所:かながわ県民活動サポートセンター
内 容:県の国際政策に関する提言について

第4回NGOかながわ国際協力会議

日 時:9月11日(土) 14:00～17:00
場 所:地球市民かながわプラザ
内 容:中間報告の取りまとめ、オープン会議について

だい かい
第5回NGOかながわ国際協力会議(オープン会議)

にち じ がつ にち にち
日 時: 11月14日(日) 13:30~17:00
しょ ちきゅうし じん
場 所: 地球市民かながわプラザ
ない よう ちゅうかんほうこく こゆう もんだい がいこくせきけんみん もんだい かん いけんこうかん
内 容: 中間報告、NGO固有の問題、NGOと外国籍県民の問題に関する意見交換

よ び かいぎ だい かい
● 予備会議(第7回)

にち じ がつ にち もく
日 時: 12月2日(木) 18:45~21:00
しょ けんみんかつどう
場 所: かながわ県民活動サポートセンター
ない よう ちきゅうし じん さんか
内 容: 「地球市民フェスタ2000 in ODAWARA」への参加について

ねん
<2000年>

よ び かいぎ だい かい
● 予備会議(第8回)

にち じ がつ にち げつ
日 時: 1月17日(月) 18:45~21:00
しょ けんみんかつどう
場 所: かながわ県民活動サポートセンター
ない よう ちきゅうし じん さんか
内 容: 「地球市民フェスタ2000 in ODAWARA」への参加について

だい かい
第6回NGOかながわ国際協力会議(合同会議)

にち じ がつ にち にち
日 時: 2月6日(日) 13:30~15:00
しょ おだわらしせんとう
場 所: 小田原市川東タウンセンター「マロニエ」
ない よう おだわらしき がいこくせきじゆうみん かつどうじょうきょうほうこく じちたい れんけい かつ
内 容: 小田原地域の外国籍住民、NGOの活動状況報告、NGOと自治体の連携のあり方、
がいこくじん しゅうろう かん もんだい いけんこうかん
外国人の就労に関する問題について意見交換

よ び かいぎ だい かい
● 予備会議(第9回)

にち じ がつ にち か
日 時: 3月7日(火) 18:45~22:00
しょ せいかつ せいきょう せいかつかん
場 所: 生活クラブ生協 オルタナティブ生活館
ない よう こんご きょうぎ すず かつた ぶかい せっち
内 容: 今後の協議の進め方、部会の設置について

だい かい
第7回NGOかながわ国際協力会議

にち じ がつ にち ど
日 時: 4月21日(土) 15:00~18:00
しょ ちきゅうし じん
場 所: 地球市民かながわプラザ
ない よう さいしゅうていげん と
内 容: 最終提言の取りまとめについて
かつどうすいしんぶかい こくさいきょうりょくぶかい ぶかい せっち うんえいようりょうだい じょう
* 活動推進部会、国際協力部会の2部会を設置。(運営要領第4条)

た ぶんかきょういくけんきゅうかい だい かい
■ 多文化教育研究会(第1回)

にち じ がつ にち か
日 時: 5月30日(火) 9:30~12:00
しょ よこはまごとうちようしや
場 所: 横浜合同庁舎
ない よう さいにちがいこくじん おも かんこく ちようせんじん きょういく きほんほうしん かいてい
内 容: 「在日外国人(主に韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」の改定について
うんえいようりょうだい じょう
* 運営要領第4条によりNGOかながわ国際協力会議で設置し、外国籍県民かながわ
かいぎいん ぎょうせいしよいんほか いいん さんか
会議委員、行政職員他が委員として参加。

だい かい こくさいきょうりょくかいぎ
第8回NGOかながわ国際協力会議

にち じ がつ にち ど
日 時:6月10日(土)15:00~18:00
ば しょ ちきゅうしみん
場 所:地球市民かながわプラザ
ない よう さいしゅうていげん と
内 容:最終提言の取りまとめについて

こくさいせいさくこん わかい いげんこうかん
○かながわ国際政策懇話会との意見交換

にち じ がつ にち げつ
日 時:6月12日(月)15:00~16:30

ば しょ けんみん
場 所:かながわ県民センター

ない よう こくさいきょうりょくかいぎ かっどう さいしゅうていげん と む けんとうないよう
内 容:NGOかながわ国際協力会議の活動、最終提言の取りまとめに向けた検討内容について意見交換

た ぶん かきょういくけんきゅうかい だい かい
■多文化教育研究会(第2回)

にち じ がつ にち か
日 時:6月20日(火)10:00~12:30

ば しょ けんみん
場 所:かながわ県民センター

ない よう ざいにちがいこくじん しゆ かんこく ちょうせんじん きょういく きほんほうしん かいてい
内 容:「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」の改定について

だい かい こくさいきょうりょくかいぎ
第9回NGOかながわ国際協力会議

にち じ がつ にち ど
日 時:7月8日(土)15:00~18:00

ば しょ ちきゅうしみん
場 所:地球市民かながわプラザ

ない よう さいしゅうていげん と
内 容:最終提言の取りまとめについて

た ぶん かきょういくけんきゅうかい だい かい
■多文化教育研究会(第3回)

にち じ がつ にち もく
日 時:7月27日(木)10:00~12:30

ば しょ けんみん
場 所:かながわ県民センター

ない よう ざいにちがいこくじん しゆ かんこく ちょうせんじん きょういく きほんほうしん かいてい
内 容:「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」の改定について

た ぶん かきょういくけんきゅうかい だい かい
■多文化教育研究会(第4回)

にち じ がつ にち すい
日 時:8月9日(水)15:00~17:00

ば しょ けんみん
場 所:かながわ県民センター

ない よう ざいにちがいこくじん しゆ かんこく ちょうせんじん きょういく きほんほうしん かいてい
内 容:「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」の改定について

だい かい こくさいきょうりょくかいぎ
第10回NGOかながわ国際協力会議

にち じ がつ にち ど
日 時:9月9日(土)14:00~18:00

ば しょ ちきゅうしみん
場 所:地球市民かながわプラザ

ない よう さいしゅうていげん と
内 容:最終提言の取りまとめについて

4 さんこうしりょう 参考資料

- (1) がいこくじんとうろくしゃすうおよ すい 外国人登録者数及び推移
○がいこくじんとうろくしゃすう 外国人登録者数(1999年12月末現在)

(2) 外国人登録者の状況の推移(神奈川県)

	1989年		1999年		1989年を100としたときの1999年の指数
	登録者数(人)	構成比(%)	登録者数(人)	構成比(%)	
韓国・朝鮮	32,560	50.6	32,927	28.3	101
中国	11,901	18.5	24,764	21.2	208
ブラジル	2,895	4.5	12,544	10.8	433
ペルー	1,252	1.9	6,700	5.7	535
ベトナム	996	1.5	2,667	2.3	268
カンボジア	857	1.3	1,154	1.0	135
ラオス	553	0.9	1,015	0.9	184
その他	13,381	20.8	34,764	29.8	260
計	64,395	100.0	116,535	100.0	181

国籍数: 119カ国(1989年) → 155カ国(1999年)

(3) 外国籍児童・生徒の在籍状況の推移(神奈川県)

	1991年		2000年		1991年を100とした時の2000年の指数
	在籍者数(人)	構成比(%)	在籍者数(人)	構成比(%)	
韓国・朝鮮	2,209	51.1	1,411	24.5	64
中国	724	16.7	1,435	25.0	198
中南米諸国	459	10.6	1,449	25.2	316
ベトナム・ラオス・カンボジア	652	15.1	768	13.4	118
その他	283	6.5	686	11.9	242
計	4,327	100.0	5,749	100.0	133

* 公立小・中学校、県立高等学校、盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒の数

(4) 国際結婚率の推移 (全国の状況:厚生省実施「人口動態統計」から)

年	1968	1978	1988	1998
国際結婚率	0.5%	0.7%	2.4%	3.8%
件数	4,784件	6,280件	16,872件	29,636件

* 国際結婚率:全婚姻数に占める夫婦の一方が外国籍である婚姻件数の割合

☆ 神奈川県の状況:4.5%(国際結婚率) 2,703件(国際結婚件数)[1998年]

(5) 第2次出入国管理基本計画(抄)

第三章 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

1 国際化と社会のニーズに応える外国人受入れの円滑な実現

国際化の進展とともに、グローバリゼーションの時代を迎え…(中略)…これまでよりも更に積極的に、社会のニーズに応じた、あるいは今後の我が国の国際的な発展に寄与する、外国人の受入れを行っていく必要が一層高まっていくとみられる。…(中略)…国際ビジネスに従事する者の国際移動の円滑化など、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れに関しては、その推進に関して内外の気運の高まりが認められる分野を中心として、国内における受入れのための条件及び環境を確保しつつ、受入れの拡大について積極的に検討していくこととする。…(中略)…さらに、中長期的には、今後の人口減少に伴い労働力不足の問題が生ずることが懸念されることから、今日でも、例えば、社会の高齢化に伴い一層必要となる介護労働の分野などにおいて、外国人労働者の受入れを検討してはどうかとの意見がある。…(略)…

(6) 在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針
(1990年3月23日 神奈川県教育委員会制定)

すべての人間は生まれながらにして自由で、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは人類普遍の原理であり、「世界人権宣言」及び日本国憲法や教育基本法の基底となっている理念である。1979年(昭和54年)、我が国はこの「世界人権宣言」の精神の具体的な実現のため、国際連合で制定された「国際人権規約」を批准している。すべての人々が共に生き、共に発展していく社会を創造することは人類共通の願いであり、その実現に向かって教育の果たす役割は大きい。

神奈川県の教育は、個人の尊厳を重んじ、平和を愛し、心と身体の調和のとれた、健康で、人間性と創造性豊かな人間の育成をめざしており、各市町村では、地域の特性を生かしたさまざまな教育が行われている。県教育委員会でも、「自然、人とのふれあい教育」、「福祉教育」、「国際理解教育」、「男女平等教育」など神奈川の特徴ある教育及び同和教育を推進してきた。

国際理解教育については、1988年(昭和63年)、国際理解教育研究協議会より、平和教育と「内なる国際外交」の視点から、国際理解教育を推進することが急務であり、行政の取り組みの方向として、在日外国人、とりわけ在日韓国・朝鮮人児童・生徒にかかわる教育についての基本となる考え方を明らかにする必要があるという提言を受けた。

本県には、約125か国、6万人[1989年(平成元年)6月30日現在の外国人登録者]の外国人が県民として生活しており、このうちの約半数が韓国・朝鮮人である。

この人たちの多くは、1910年(明治43年)の韓国併合後の我が国の植民地政策等をはじめとする歴史的経緯及び第二次世界大戦後の南北に分断された母国の事情や生活基盤の喪失等によって、やむなく日本で働き生活せざるを得なくなった人たちとその子孫である。

このような経過のなかで、この人たちの人権は長い間軽視されてきた面があり、現在でも、教育、就労、福祉等において在日韓国・朝鮮人に対する厳しい差別や偏見が根強く残っている状況がある。そのため、児童・生徒が学校や地域社会において、本名が名乗れないという実態もある。

神奈川の子どもたちが多様な文化と個性を尊重し、たがいに認め合いながら、正しい認識のもとに、身近に存在する差別や偏見を克服していくことは、国際社会において、健全な国際人として認められ、よりよく生きていくためにも大切なことである。また、県内に居住する外国人が本名を名乗り、民族的自覚と誇りをもって生きるとともに、県民として、共に住みよい神奈川の創造をめざすことのできる環境づくりも必要である。

県教育委員会は、以上の認識に立って、学校・家庭・地域社会の協働のもとに、在日外国人にかかわる教育を積極的に推進するため、次の基本的事項を定める。

- 1 学校教育では、人間尊重の精神を基盤にした国際理解教育を深め、正しい認識に立って差別や偏見を見抜く感性を養うとともに、差別や偏見を批判し排除しようとする勇気ある児童・生徒を育成する。
また、在日外国人児童・生徒に対しては本名が名乗れる教育環境をつくり、民族としての誇りを持ち、自立できるよう支援する。
- 2 社会教育では、差別や偏見を根絶し、共に生きることのできる国際社会の実現をめざし、指導者の啓発・研修をはじめ、生涯学習の充実に努める。
- 3 教育行政では、在日外国人にかかわる教育に関する理解と認識を深めるため、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を進める。

(7) NGOかながわ国際協力会議設置要綱

(設置目的)

第1条 NGOの県政参加を推進し、県とNGOとの連携の強化を図るとともに、県内NGO間の連携の強化を進めることを目的として、NGOかながわ国際協力会議(以下「NGO会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 NGO会議は、NGOとしての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行うものとする。

- (1) 県の国際政策に関すること。
- (2) 県とNGOとの連携に関すること。
- (3) 県内NGO間の連携に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

(構成等)

第3条 NGO会議は、次のいずれにも該当する団体に所属する者で、所属団体の推薦を受けた者の中から、知事が委嘱する委員10人以内で構成する。

- (1) 県の国際政策に関する分野である地域の国際化、国際交流、国際協力又は平和のいずれかの分野で、非営利の公益活動を主な活動としている団体。
 - (2) 県内に事務所のある団体、県内で活動する団体、又は会員の多数が県民である団体。
- 2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、1期に限り再任されることができる。
- 4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 NGO会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、NGO会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営等)

第5条 NGO会議は、委員長が招集する。

- 2 NGO会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。
- 3 NGO会議は、原則として公開とする。ただし、NGO会議の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 委員長は、2年間の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

(委員の責務)

第6条 委員は、第1条に定める設置目的のために職務を遂行し、自らが属している団体の利益のみを追求するものではない。

2 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(推進体制)

第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表する。

2 知事及びその他の執行機関は、NGO会議の運営に関し協力するよう努めるとともに、NGO会議の報告及び提言をできる限り尊重する。

3 NGO会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行機関は可能な限り、NGO会議の要請に対応するものとする。

4 知事及びその他の執行機関は、NGO会議の運営並びにその報告及び提言の施策化について、市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

(庶務)

第8条 NGO会議の庶務は、県民部国際課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、NGO会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

(8) NGOかながわ国際協力会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、NGOかながわ国際協力会議設置要綱第9条の規定に基づき、NGOかながわ国際協力会議(以下「NGO会議」という。)の運営について必要な事項を定める。

(開催等)

第2条 NGO会議の開催回数は、1年に8回程度とする。

2 NGO会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

3 委員の代理出席は、原則として認めない。ただし、NGO会議の決定により、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

(傍聴)

第3条 NGO会議を傍聴しようとする者は、NGO会議当日に、住所及び氏名を傍聴者名簿に記入するものとする。

2 傍聴人がNGO会議を妨害するときは、委員長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(部会)

第4条 NGO会議には、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長がNGO会議に諮って設置する。

3 部会長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

(県内NGO等との連携)

第5条 NGO会議の運営にあたっては、協議内容等について、積極的に県内NGOに周知するとともに、必要に応じて県内NGOとの意見交換及び意見集約を行うフォーラムやシンポジウムを開催して幅広い意見の集約に努める。

2 NGO会議の運営にあたっては、別に定める外国籍県民かながわ会議、かながわ国際政策推進懇話会等との協力・連携を図る。

3 NGO会議の庶務については、財団法人神奈川県国際交流協会と協力して行う。

(解嘱の申出)

第6条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員の解嘱を申し出ることができる。

(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

- (2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (3) 委員の所属している団体が、NGOかながわ国際協力会議設置要綱第3条第1項の要件に該当しなくなったとき又は委員が所属団体の構成員でなくなったとき。
- (4) 職務上の義務違反があるとき。

ほじゅう もうしで
(補充の申出)

第7条 委員に欠員が生じた場合、委員長はNGO会議に諮って、その補充を知事に申し出ることができる。

いにん
(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長がNGO会議に諮って定める。

ふ そく
附 則

- 1 この要領は、平成10年11月21日から施行する。
- 2 平成10年度のNGO会議の開催については、第2条第1項中「4回程度」とあるのは、「2回程度」とする。

ふ そく
附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

5 委員名簿

氏名	所属団体 (所属部会)
◎ 佐藤 一子	プルトニウムフリー・コミュニケーション神奈川 (活動推進部会)
○ 岡山 嘉成	青年海外協力隊神奈川県OB会 (国際協力部会)
有泉 恵子	「かながわ女のスペース」みずら (活動推進部会)
小倉 敬子	LET'S国際ボランティア交流会 (活動推進部会部会長)
北村眞佐子	ソナの会 (活動推進部会)、 多文化教育研究会議長
武中 秀允	草の根援助運動 (国際協力部会部会長)
横川 芳江	特定非営利活動法人 地球の木 (国際協力部会)
ワスナニ・モニカ・孝子	マジカル・チャイルド・クラブ (活動推進部会)
鳥沢 光代	カベラ日本語の会 (1999年5月22日 退任)
河田 隆弘	サヘルの会神奈川支部 (1999年11月14日 退任)
武井 土魂	鎌倉ユネスコ協会 (2000年4月22日 退任)

◎=委員長 ○=副委員長 (多文化教育研究会には全員が参加)

事務局からのお知らせ

この最終報告に関するご意見をお待ちしております。事務局までご連絡ください。

<NGOかながわ国際協力会議事務局>

神奈川県県民部国際課 〒231-8588 横浜市中央区日本大通1

TEL:045-210-1111 内線3748~3750 FAX:045-212-2753

E-mail: kokusai@pref.kanagawa.jp

<神奈川県の国際政策のホームページ>

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/seisaku/seisaku.htm>

(「新着情報・お知らせ」で会議の議事録がご覧になれます。)